

富山県主要農作物種子生産条例を公布する。

富山県主要農作物種子生産条例

(目的)

第1条 この条例は、県内外に流通する本県で生産される主要農作物(稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。)の種子に関し、生産、供給その他必要な事項を定めることにより、本県の主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び流通に寄与することを目的とする。

(種子計画の策定)

第2条 知事は、毎年度、主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画(以下「種子計画」という。)を策定し、公表するものとする。

2 知事は、種子計画の策定に当たっては、本県の主要農作物の種子の需給の見通し、県内外の市場における本県の主要農作物の需給の動向及び次条第1項に規定する指定種子生産団体その他の法人又は団体の意見を勘案するものとする。

3 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項
- (2) 主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する事項
- (3) 主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項
- (4) 第5条の規定による指定種子生産ほ場の指定に関する事項
- (5) 第8条第2項の規定による指定原種ほ及び指定原原種ほの指定に関する事項
- (6) その他主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関し必要な事項

(指定種子生産団体の指定等)

第3条 知事は、法人その他の団体であつて、次項に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定種子生産団体として指定することができる。

2 指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県内外の市場における本県の年間の主要農作物の種子の需給の見通しを把握するための調査及び知事への報告に関する業務
- (2) 種子計画に基づく主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務
- (4) その他規則で定める業務

(監督等)

第4条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定種子生産団体に対し、当該業務に関して報告を求め、又は必要な助言若しくは指導をすることができる。

2 知事は、指定種子生産団体が前条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子生産団体に対し、当該業務の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、当該指定を取り消すことができる。

(指定種子生産ほ場の指定)

第5条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、当該者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。

(指定種子生産ほ場の審査等)

第6条 指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、当該指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査(以下この条及び附則第5条において「ほ場審査」という。)を受けるものとする。

2 知事は、ほ場審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、ほ場審査証明書を交付するものとする。

3 指定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査証明書の交付を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査(以下この条及び附則第5条において「生産物審査」という。)を受けるものとする。

4 知事は、生産物審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、生産物審査証明書を交付するものとする。

5 ほ場審査及び生産物審査(以下この条において単に「審査」という。)は、指定種子生産者の申請により行うものとする。

6 知事は、指定種子生産者から前項の申請があつたときは、当該職員に審査をさせるものとする。

7 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

8 第6項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(情報の提供等)

第7条 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産に関し必要な情報を提供し、又は助言若しくは指導をすることができる。

(原種及び原原種の生産)

第8条 知事は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 前2条の規定は、前項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。

(優良な品種を決定するための試験)

第9条 知事は、県が普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するための試験を行うものとする。

(助言又は指導)

第10条 知事は、主要農作物の優良な種子の生産のために必要があると認めるときは、指定種子生産者以外の者であつて主要農作物の種子の生産又は流通に携わる者に対し、助言又は指導を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(種子計画に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に県が定めている計画であつて、第2条第3項各号に掲げる事項と同等の事項が定められていると認められるものは、種子計画とみなす。

(指定種子生産ほ場に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際現にされている指定種子生産ほ場の指定の申請は、第5条の規定によりされた指定種子生産ほ場の指定の申請とみなす。

2 この条例の施行の際現に指定種子生産ほ場として別に知事の指定を受けているほ場は、第5条に規定する指定種子生産ほ場とみなす。

(ほ場審査証明書及び生産物審査証明書に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の際現に別に知事から交付されているほ場審査証明書は、第6条第2項の規定によるほ場審査証明書とみなす。

2 この条例の施行の際現に別に知事から交付されている生産物審査証明書は、第6条第4項の規定による生産物審査証明書とみなす。

(ほ場審査及び生産物審査に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の際現にされているほ場審査又は生産物審査の申請は、第6条第5項の規定によりされたほ場審査又は生産物審査の申請とみなす。

(指定原種ほ及び指定原原種ほに関する経過措置)

第6条 この条例の施行の際現にされている指定原種ほ又は指定原原種ほの指定の申請は、第8条第2項の規定によりされた指定原種ほ又は指定原原種ほの指定の申請とみなす。

2 この条例の施行の際現に指定原種ほ又は指定原原種ほとして別に知事の指定を受けているほ場は、第8条第2項に規定する指定原種ほ又は指定原原種ほとみなす。